



花開く活力、
広がる笑顔、
政令市新潟

H30.9.26 参考資料②
前回 H30.6.27
WGヒアリング資料

国家戦略特区ワーキンググループ

国家戦略特別区域 農業支援外国人受入事業 ～ 新規運用提案 ～

平成30年6月27日
新潟市

国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業＜新規運用提案＞

現 状

・農業系専門学校留学生が、日本で農業技術、知識を修得し、卒業後に日本で就農を希望しても、現行法令では在留資格が認められていないため、帰国をせざるを得ない状況。

・国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業においても、農業系専門学校を修了した留学生は、外国人農業支援人材の対象として明確になっていないため、人材活用できない。

見直し後【新規運用提案】

国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業の外国人農業支援人材が満たすべき要件対象に、

農業系専門学校の卒業カリキュラムを修了した者

を追加する。

現行制度との比較

項目	新潟市提案内容	現行制度
経歴	農業系専門学校を修了した留学生	18歳以上
実務経験	農業系専門学校で外国人農業支援人材の要件に相当する卒業カリキュラムを修了（必要に応じて、カリキュラム、現場実習を追加）	1年以上実務経験
必要な知識及び技能	民間団体が実施する試験に合格した者（上記試験で代替できない場合は（仮）外国人農業支援人材適正評価試験を実施。）	①耕種（畜産）技能実習に2年10か月以上従事した者 又は、 ②民間団体が実施する試験に合格した者

現行制度をより有効的に実施

✓ 就農先となる新潟市で事前に営農体験が可能！

安心感の提供

✓ 卒業生を見据えて、外国人農業支援人材の計画的な受け入れを実現！

効率的な生産計画

✓ 新潟の魅力発信を実施！
「農業系専門学校を卒業したら、新潟で就農できる！」

魅力発信

参考：A専門学校（2年制）

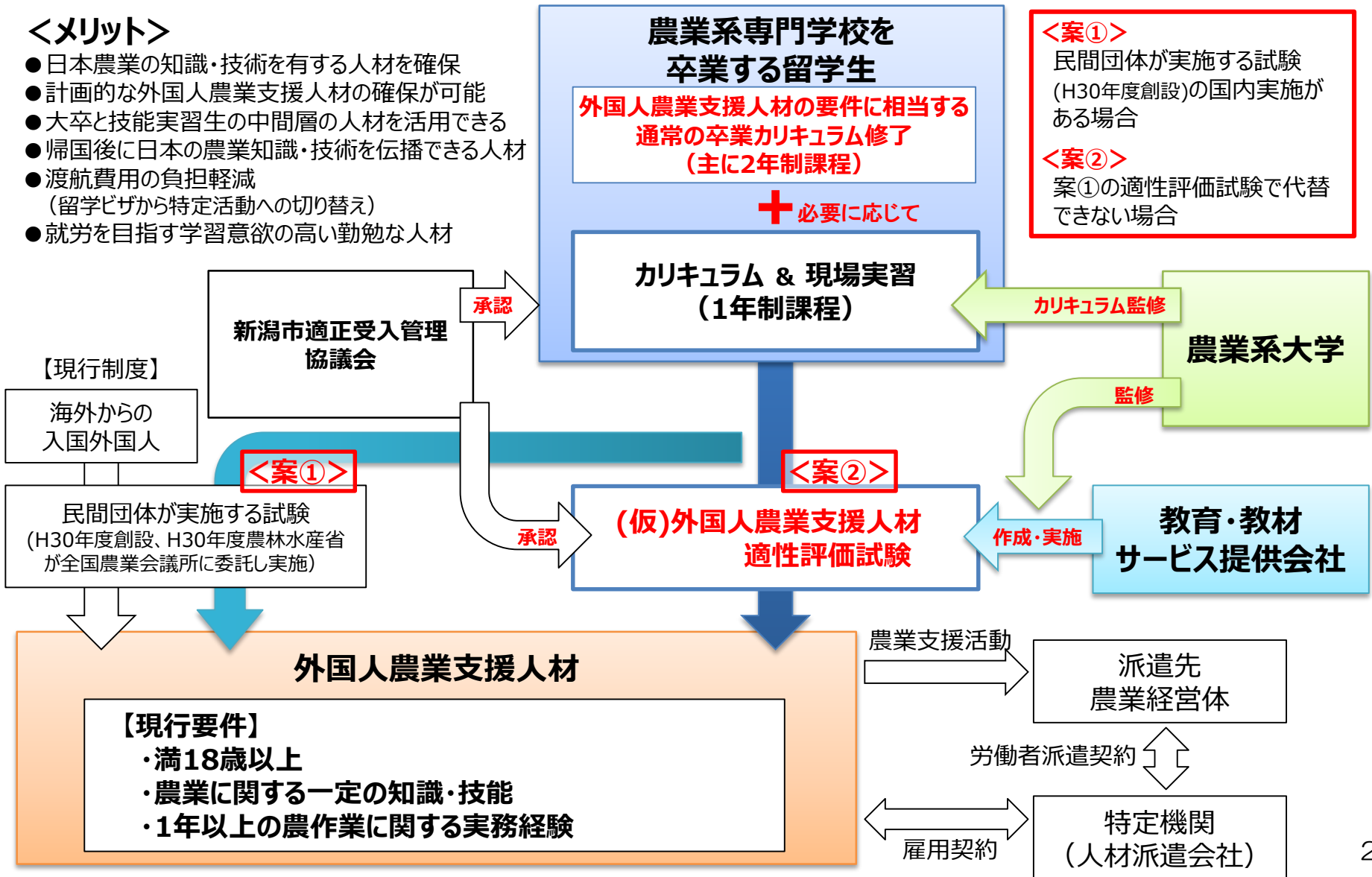
H30年度：卒業見込み66名、うち留学生3名、うち就農希望2名

H30年度：入学生59名、うち留学生6名（6名とも農業関連学科）

日本農業の知識・技術を有する勤勉な外国人農業支援人材 → 計画的に育成&確保！

<メリット>

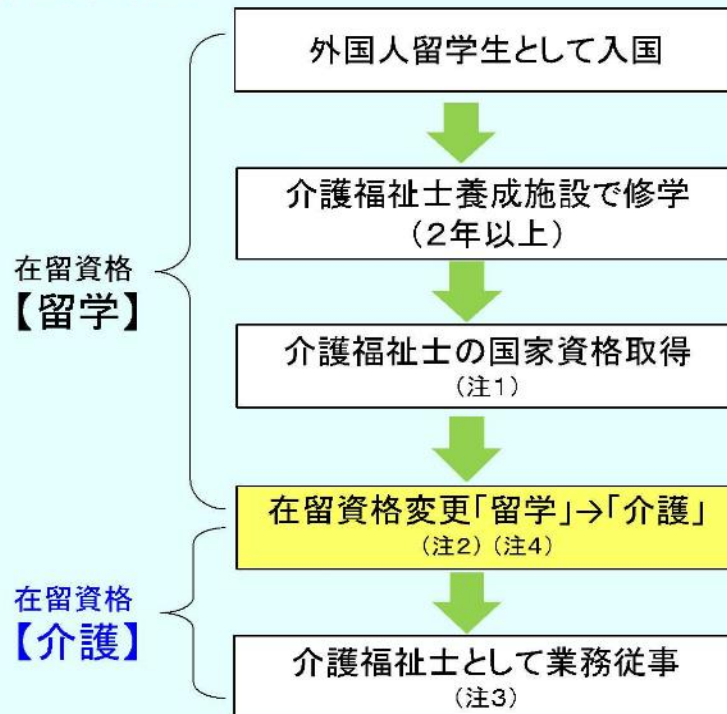
- 日本農業の知識・技術を有する人材を確保
- 計画的な外国人農業支援人材の確保が可能
- 大卒と技能実習生の中間層の人材を活用できる
- 帰国後に日本の農業知識・技術を伝播できる人材
- 渡航費用の負担軽減
(留学ビザから特定活動への切り替え)
- 就労を目指す学習意欲の高い勤勉な人材



国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業＜新規運用提案＞

参考(介護分野・法務省入国管理局HPより)

【典型的な流れ】



- (注1) 平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となります。
ただし、平成33年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられています。
- (注2) 一旦帰国した上で、「介護」の在留資格で新規入国することも可能です。
「介護」の在留資格認定証明書の交付申請の受付は、平成29年6月1日から開始します。
ただし、「介護」の在留資格で新規入国ができるようになるのは、平成29年9月1日からとなります。
- (注3) 在留状況に問題がなければ、在留期間の更新が可能であり、その更新回数に制限はありません。
配偶者及び子が「家族滞在」の在留資格で在留することも可能です。
- (注4) 「介護」への在留資格変更許可申請の受付は、平成29年9月1日から開始します。